

第20号議案

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の基準を加えるため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第41条中第2項を第4項とし，第1項を第3項とし，同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員，介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね6月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。

第41条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第42条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第66条第2項第8号中「第64条第2項」を「次条において準用する第41条第2項」に改める。

第67条中「及び第40条」を「から第41条まで」に、「読み替える」を「，第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第41条第2項」に改める。

第88条中「第40条」の次に「，第41条（第5項を除く。）」を加え，「，第63条及び第64条」を「及び第63条」に，「第58条中」を「第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，第58条中」に改め，「，第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の基準を加えるため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の運営に関する基準の追加

ア 地域との連携等（第41条関係）

- (ア) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（以下「事業者」という。）は，次に掲げる者等により構成される運営推進会議を設置しなければならない。
- a 利用者及び利用者の家族
 - b 地域住民の代表者
 - c 市又は地域包括支援センターの職員
 - d 介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者
- (イ) 事業者は，おおむね6月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。
- (ウ) 事業者は，(イ)の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。
- (エ) 事業者は，事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対してもその提供を行うよう努めなければならない。

イ 記録の整備（第42条関係）

事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関するア(ウ)の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の人員に関する基準の追加
従業者の員数等（第46条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が兼務することができる施設等に、同一敷地内にある指定地域密着型通所介護事業所を加える。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成29年4月1日

条例で定める基準について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「省令」という。）で定められている内容に基づいて、現行の本市における地域密着型介護予防サービス事業所の運営実態を検証した結果、省令の「従うべき基準」については、当該基準に準じ、同一内容とし、「参酌すべき基準」についても、下記(2)の市の独自基準を除き、同一内容とする。

(1) 省令の基準

ア 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものをいう。

イ 「参酌すべき基準」とは、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

	省令（基準の種類）	条例	内 容
介護予防認知症対応型通所介護	第39条（参酌）	第41条	地域との連携等
	第40条（参酌）	第42条	記録の整備
介護予防小規模多機能型居宅介護	第44条（従う）	第46条	従業者の員数等

(2) 市の独自基準

省令	条例	内 容
第40条 第2項 （参酌）	第42条 第2項 （記録の 整備）	省令においては、「事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。」とされているが、介護報酬の返還請求の時効は5年とされており、その請求の根拠となるサービス提供の記録についても5年間の保存が適当であると考えられるため、条例においては、5年間保存しなければならないこととする。

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(地域との連携等)</p> <p>第41条 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (省略)</p> <p><u>4</u> (省略)</p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第41条</p> <p>(省略)</p> <p><u>2</u> (省略)</p> <p>(記録の整備)</p>

改正案			現 行		
<p>第42条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p><u>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (従業者の員数等)</p>			<p>第42条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p>		
<p>第46条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>第46条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	看護師又は 准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定	看護師又は 准看護師

改正案		現 行	
<p>護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>，<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>，<u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></p>	<p>護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>，<u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></p>
<p>7～13 (省略)</p> <p>第64条 <u>削除</u></p>	<p>7～13 (省略)</p> <p>(<u>地域との連携等</u>)</p> <p>第64条 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に</u></p>		

改正案	現 行
<p>(記録の整備)</p> <p>第66条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>次条において準用する第41条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第67条 第13条から第17条まで、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、第33条から第38条まで、第39条(第4項を除く。)から第41条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予</p>	<p>当たっては、<u>提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第66条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>第64条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第67条 第13条から第17条まで、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、第33条から第38条まで、第39条(第4項を除く。)及び第40条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小</p>

改正案	現 行
<p>防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、<u>第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第87条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第41条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、第26条、第28条、第33条から第36条まで、第38条、第39条(第4項を除く。)、第40条、<u>第41条(第5項を除く。)</u>、第58条、第61条及び<u>第63条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第34条中「介</p>	<p>規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第87条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第64条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、第26条、第28条、第33条から第36条まで、第38条、第39条(第4項を除く。)、第40条、第58条、第61条、<u>第63条及び第64条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第34条中「介護予防認知症対</p>

改正案	現 行
<p>護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と</u>、「6月」とあるのは「2月」と、<u>第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、<u>第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、<u>第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と</u>、<u>第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と</u>、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p>